

平成28年12月21日

自動販売機（清涼飲料水）の設置による販売者の募集について（公告）

最高裁判所所管国有財産事務分掌者

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

最高裁判所庁舎の一部において、有償による使用許可を受け、自動販売機（清涼飲料水）の設置により販売する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

- 1 件名
最高裁判所庁舎における使用許可（自動販売機（清涼飲料水））の相手方の選定
- 2 募集の趣旨
最高裁判所庁舎の一部において自動販売機（清涼飲料水）の設置により販売させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。
- 3 使用許可をする場所
東京都千代田区隼町4-2
最高裁判所事務北棟地下1階
詳細は企画提案募集要領を参照のこと
- 4 使用許可の条件内容
使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機（清涼飲料水）を設置し販売する。
詳細は企画提案募集要領を参照のこと
- 5 企画提案書の作成及び提出に係る事項
 - (1) 企画提案募集要領の交付
 - ア 交付期間
平成28年12月21日（水）から平成29年1月11日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成28年12月29日から平成29年1月3日までを除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
 - イ 交付場所
〒102-8651
東京都千代田区隼町4-2
最高裁判所事務総局経理局総務課国有財産係（事務北棟1階）
電話03-3262-3520（DI）
 - ウ 交付方法
交付場所において無料で交付する（郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。）
 - (2) 企画提案書の提出方法等
 - ア 提出期間
平成29年1月16日（月）から同年1月23日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
 - イ 提出場所
上記企画提案募集要領の交付場所と同じ
 - ウ 提出方法
提出場所に持参する方法による（郵送又は電送による提出は受け付けない。）。

エ 提出部数 6部

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出等に関する質問は、次の提出期限まで、書面にて受け付けるので、5(1)イ交付場所に郵送（提出期限必着）又は持参により提出する。ただし、手続及び企画提案書の形式に関する質問は、電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成29年1月11日（水）午後5時まで

ウ 提出場所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

- (2) 全ての質問に対する回答書は、企画提案募集要領を交付したすべての者に対して、平成29年1月16日（月）午後5時までにファクシミリ等で回答する。

なお、手交による場合は次のとおり交付する。

ア 交付日時 平成29年1月16日（月）午後3時から午後5時まで

イ 交付場所 前記企画提案募集要領の交付場所と同じ

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は公共団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

- (2) 応募者は、(1)の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書及び役員名簿を5の企画提案書の提出に合わせて提出すること。

- (3) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記5(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

- (4) (1)ないし(3)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、提案書記載の金額（年額平米単価、以下「提案金額」という。）が、最高裁判所の定める国有財産使用料の最低価格の108分の100の制限以上であるもののうち、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を、使用許可の相手方として選定する。

- (5) 国有財産使用料は、提案金額を基に算定することとなるため、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった国有財産使用料の108分の100に相当する金額を提案書に記入すること。

- (6) いずれの提案金額も最高裁判所の定める国有財産使用料の最低価格の108分の100の制限以上に達しない場合は、(1)ないし(3)で欠格とされなかった応募者から、再提案金額を受けることとするが、再提案金額の締め切りについては、別途、最高裁判所から連絡する。
- (7) 最も評価が高い企画提案書を提出した応募者が複数存在する場合は、当該応募者でくじ引きを実施し、相手方として選定する。
詳細は企画提案募集要領を参照のこと

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書及び入札書は返却しない。
- (3) 企画提案書及び入札書等の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。